

教育委員会事務局からのお知らせです

前橋市図書館の「利用カード」が作れるようになりました

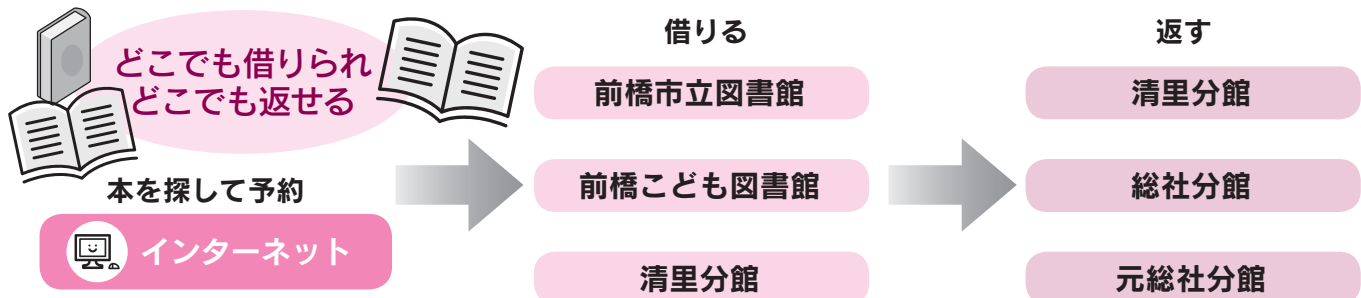
11月1日(火)から、榛東村に住所を有する人であれば、前橋市立図書館・前橋こども図書館・各分館で「利用カード」を作って、資料を借りられます。また、インターネット予約をして借りることもできます。

○「利用カード」の作り方

下記の書類をお持ちになり、前橋市立図書館・前橋こども図書館・各分館のカウンターへお越しください。

- ・利用カード請求書(各館に用意されています)
- ・住所・氏名・生年月日が証明できるもの(運転免許証、保険証など)

○借りる・返すの例



※利用方法の詳細は前橋市立図書館・前橋こども図書館・各分館に直接問い合わせるか、前橋市立図書館のHPでご確認ください。

○開館時間及びお問い合わせ

- ・前橋市立図書館(本館) ☎027-224-4311
開館時間(火曜～金曜)午前9時～午後7時 (土曜・日曜・祝日)午前10時～午後5時
- ・前橋こども図書館 ☎027-230-8833
開館時間 午前10時～午後6時
- ・上川淵・桂萱・南橋・総合教育プラザ・下川淵・元総社・大胡・富士見・総社分館
開館時間(火曜～金曜)午前10時～午後6時 (土曜・日曜・祝日)午前10時～午後5時
- ・芳賀・清里・城南・粕川・宮城分館・東分館
開館時間(月曜～水曜・金曜)午前10時～午後6時 (土曜・日曜・祝日)午前10時～午後5時

※休館日については、各館へご確認ください。

前橋こども図書館とは…

0～15歳のこども対象の絵本・紙芝居・児童書などや、保護者対象の子育て支援関連図書などの蔵書があります。

館内には子育て広場の「プレイルーム」・「元氣ルーム」や読み聞かせの企画もある国内最大級のこども図書館となっています。



教育委員会事務局からお知らせです

就学校の変更には審査が必要です

榛東村立小学校(北小学校、南小学校)への就学については、住所地により定められた就学区域に基づき、就学する学校を指定しています。しかし、榛東村就学指定校変更審査の基準に基づき、相当な理由がある場合、保護者の申請により村内の他の学校に就学することができることとなっています。

○村立小学校の就学区域

学校名	就学区域
北小学校	1区、2区、3区、4区、5区、6区、7区、8区、10区、11区、12区、20区
南小学校	9区、13区、14区、15区、16区、17区、18区、19区、21区

○榛東村就学指定校の変更に関する審査の基準

申請理由	具体的な理由	対象学年	許可期間	提出書類
転居による理由	学区外に転居したが引き続き従前の学校に就学を希望する場合	全学年	申請日から学年末までの保護者が希望する日まで	指定変更申請書
	災害、その他やむを得ない事情により一時的に転居する場合			
	住宅の新築、購入などでおおむね6カ月以内に転居することが明らかで、転居予定地の学校へ就学する場合		申請日から転居予定日まで	指定変更申請書、建築確認申請書、家屋売買契約書の写しなど
家庭による理由	何らかの家庭の理由により一時的に住民登録ができない場合		申請日から住民登録日まで	指定変更申請書、居住証明書
教育的配慮による理由	病気など身体的な理由により指定学校への就学が困難なため、医師などが必要と認める期間に限り指定学校以外の学校へ通学を希望する場合	新1年生	申請日から保護者が希望する日まで	指定変更申請書および教育長が必要と認める書類
	いじめ、不登校などにより教育的配慮が必要な場合	全学年	教育長が適当と認めた期間	
	その他教育長が必要と認めた場合			

○就学校の変更手続き

就学校の変更を希望される保護者の方は、教育委員会事務局へご相談ください。保護者および本人のお話をお聞きし、変更希望先の小学校と協議のうえ、就学校変更の適否を判断します。

転居、いじめ、不登校などやむを得ない事情がある場合は、随時ご相談ください。

なお、申請書は村ホームページ(<http://www.vill.shinto.gunma.jp/>)からダウンロードすることができます。

▶お問い合わせは、教育委員会事務局(☎54-2211 内線212)へ

表彰候補者のとりまとめを行います

「平成29年春の優良自動車運転者」表彰候補者のとりまとめを次のとおり行います。

各表彰基準に該当する方は、各区の交通安全理事(表参照)にお申し込みください。申込用紙は理事宅に用意してあります。

■受付期間…12月1日(木)から平成29年1月13日(金)まで

■表彰基準…平成28年12月1日現在で次の基準に該当する方

- 旭日金冠章…40年以上無事故無違反
- 金冠金章…30年以上無事故無違反
- 金冠銀章…20年以上無事故無違反
- 金章…15年以上無事故無違反
- 銀章…10年以上無事故無違反
- 銅章…5年以上無事故無違反

■費用…630円(無事故・無違反証明書代金)

■表彰の時期…平成29年4月

■表：各区の榛東村交通安全会理事(敬称略)

区-班	氏名	区-班	氏名
1区-3班	石川 一郎	12区-1班	薊 清孝
2区-1班	小林 一裕	13区-8班	南 誠
3区-11班	岡野 哲也	14区-13班	小山 延雄
4区-4班	齋藤 圭司	15区-9班	柿島 武治
5区-3班	三俣 成美	16区-9班	村上 誠
6区-6班	湯浅 幸弘	17区-10班	田村 啓一
7区-2班	高橋 俊一	18区-1班	狩野 鏡也
8区-5班	浅見 弘之	19区-4班	齋藤 滋
9区-19A班	小山 登一	20区-12班	岡崎 保義
10区-6班	岡部 俊幸	21区-8班	川田 善之
11区-6班	蜂巢 一彦		

▶お問い合わせは、総務課(☎54-2211 内線252)、または渋川交通安全協会(☎22-1125)へ

榛東村内空間放射線量測定結果について

榛東村内各施設等において空間放射線量を測定しました

村で測定した村内各施設等の平成28年10月の放射線量は次のとおりです。

■基準値…0.23マイクロシーベルト/時(年間1ミリシーベルト)

※ 原子力災害対策本部が示した面的な除染を実施する場合の被ばく線量

■測定値について…村では、ハンディー型線量計(A2700型 Mr.Gamma)を使用して空間放射線量を測定しています。

榛東村内各施設等における空間放射線量測定結果一覧

No.	測定日	測定開始時刻	測定場所	住所	測定値(マイクロシーベルト/時)			天気	備考
					地表	50cm	1m		
1	10月21日	10:40	役場・保健相談センター	新井790-1	0.053	0.048	0.049	晴れ	東側駐車場中央付近
2	10月21日	9:10	北部第2学童保育所(旧庁舎分室)	山子田1258-1	0.039	0.042	0.039	晴れ	敷地中央付近
3	10月21日	8:55	中央保育園(兼うぐいす学童)	山子田2531-19	0.043	0.034	0.037	晴れ	園庭中央付近
4	10月21日	10:05	北部保育園	長岡1109	0.047	0.046	0.041	晴れ	園庭中央付近
5	10月21日	13:10	南部保育園	広馬場1763-1	0.063	0.064	0.050	晴れ	園庭中央付近
6	10月21日	13:30	南部第1、2学童	広馬場1156-1	0.054	0.043	0.041	晴れ	敷地中央付近
7	10月21日	10:20	児童館	長岡1404-1	0.035	0.046	0.045	晴れ	敷地中央付近
8	10月21日	11:00	榛東中学校 駐輪場	新井598	0.039	0.032	0.038	晴れ	駐輪場中央付近
9	10月21日	11:15	榛東中学校 東グラウンド	新井175-1	0.023	0.023	0.026	晴れ	グラウンド中央付近
10	10月21日	9:25	北小学校(兼北部第1学童)	山子田1261	0.027	0.026	0.025	晴れ	グラウンド中央付近
11	10月21日	13:45	南小学校	広馬場1142	0.019	0.018	0.018	晴れ	グラウンド中央付近
12	10月21日	9:40	北幼稚園	山子田1322-1	0.058	0.047	0.047	晴れ	園庭中央付近
13	10月21日	14:05	南幼稚園	広馬場1143-1	0.062	0.067	0.053	晴れ	園庭中央付近
14	10月21日	14:25	南部コミセン	広馬場1088	0.050	0.043	0.045	晴れ	正面駐車場中央付近
15	10月21日	11:35	総合グラウンド	山子田2037	0.057	0.059	0.058	晴れ	野球及びサッカーグラウンド境界付近

▶お問い合わせは、住民生活課(☎54-2211 内線122)へ

住民生活課からのお知らせです

病児・病後児保育施設のご案内

① 竹内小児科(吉岡町大久保)

- ・事前に同医院での診察が必要です。
- ・詳しくは、竹内小児科(☎30-5151)までお問い合わせください。

② 北毛病院内にある病児・病後児保育施設「みつばち保育園」(渋川市有馬)

- ・榛東村に在住し保護者が「渋川市内」の事業所へ勤めている方が対象で利用できます。あらかじめ登録が必要です。
- ・詳しくは、みつばち保育園(☎24-1419)までお問い合わせください。

③ 済生会前橋病院内にある病児・病後児保育施設「おひさまの家」(前橋市上新田町)

- ・榛東村に在住し保護者が「前橋市内」の事業所へ勤めている方が対象で利用できます。あらかじめ登録が必要です。
- ・詳しくは、下記までお問い合わせください。

済生会前橋病院 病児・病後児保育施設(☎027-252-6039)

前橋市 子育て施設課(☎027-220-5705)

○病児・病後児保育の助成制度について

榛東村には、病児・病後児保育を利用した方へ、利用料の3分の2以内で上限2,000円を助成する制度があります。

▶お問い合わせは住民生活課(☎54-2211 内線131)へ

住民生活課からのお知らせです

産前・産後サポート事業を利用しませんか？

村では、平成27年4月から渋川市・吉岡町との共同実施により「産前・産後サポート事業」を開始しました。育児不安を抱えていたり、体調の回復が十分でない産前・産後の母親に対し、援助者が自宅に伺い家事や育児を行うもので、心身両面からの援助を目的としています。

○対象者

- ・村内に住所のある産前1カ月から産後1年のお母さん
- ・双子以上の場合、産前2カ月から産後1年までのお母さん
- ※家事・育児等を手伝ってくれる家族がいないお母さん

○援助内容

- ・家事援助(食事の準備、後片付け、洗濯、掃除等)
- ・育児援助(授乳、おむつ交換、沐浴介助等)
- ※育児援助は該当となるお子さんのみです。(兄・姉等の育児は含みません。ファミリー・サポート・センターなどをご利用ください。)
- ※援助時に母親が在宅していることが条件です。(平成28年4月から在宅要件が緩和され、生後6カ月未満であれば、母親の外出も可能となりました。)

○利用について **3回まで無料！ 4回目以降1回1,700円**

- ・午前9時から午後6時まで。(年末年始を除く)
- ・1日2時間までの利用です。
- ・3回までは無料です。
- ・4回目以降は1回1,700円となります。(30回まで)

○申込方法

利用希望の方は1週間前までに電話で申し込んでください。

※希望日に利用できない場合もあります。

※当日キャンセルは1回の利用とみなします。

▶お問い合わせ・お申し込みは、しぶかわファミリー・サポート・センター「産前・産後サポート担当」へ
(☎22-5200 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時)

ファミリー・サポート・センターをご利用ください

ファミリー・サポート・センターとは、「子育ての手助けがほしい人(おねがい会員)」と「子育ての手伝いをしたい人(まかせて会員)」が会員となって、一時的なお子さんのお世話を有料で行うシステムです。保護者が外出する際にお子さんをお預かりしたり、保育園などの送迎を行います。しぶかわファミリー・サポート・センターは、渋川市、吉岡町、榛東村の委託を受けてNPO法人シーヤクラブが運営しています。

○対象

- ・おねがい会員 おおむね3カ月から15歳までのお子さんの保護者
- ・まかせて会員 20歳以上で心身共に健康で子育てに意欲があり、ご自宅でお子さんをお預かりすることができる方

○利用方法

- ①事前にしぶかわファミリー・サポート・センター(渋川市渋川1760-1 渋川ほっとプラザ2階)で会員登録をしてください。受付時間は平日(月～金曜日)9:00～17:00です(土、日、祝祭日や年末年始等はお休み)。センターで登録用紙を記入し、写真を撮影します。印鑑をお持ちください。
- ②おねがい会員は援助が必要となりましたら、しぶかわファミリー・サポート・センターに連絡してください。まかせて会員と事前打ち合わせをします。
- ③援助活動が終了しましたら、おねがい会員はまかせて会員に報酬を支払います。

○利用料金

- ・病気等ではないお子さんの場合(1時間あたり)

利用時間	平日	土・日・祝祭日
午前7時～午後7時	700円	800円
上記以外の時間	800円	900円

※年末年始12月29日～1月3日は、土・日・祝祭日扱いとします。

※なお、別途、ガソリン代、食事代等がかかる場合があります。

※お泊まり保育、病児・病後児保育も行っています。

料金等をご確認ください。

- ▶お問い合わせは、しぶかわファミリー・サポート・センター(渋川市渋川1760-1 渋川ほっとプラザ2階 ☎22-5200)へ

●ファミサポ 冬の大会の募集

日 時：11月26日(土) 10:00～11:30

会 場：渋川ほっとプラザ2階

内 容：だがしやさん、工作

参加費：無料(先着100名)

申込受付期間：11月1日(火)～11月22日(火)

※事前申込が必要です！☎22-5200または窓口まで



榛東村成人式を開催します

村では、平成28年度の「成人式」を次のとおり開催します。

新成人の皆さんのご参加をお待ちしています。

■日 時…平成29年1月8日(日) 午前10時開式

■会 場…南部コミュニティセンター

■対 象 者…村内在住で平成8年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた方(本村出身者は出席できます)

■出席方法…事前申込は不要です。当日午前9時45分までにご来場ください。

▶お問い合わせは、南部コミュニティセンター(☎54-0488)へ

産業振興課からお知らせです

勤労者住宅建設資金利子補給制度のご案内

○制度の内容

勤労者(所得税法に規定する給与所得者)が、金融機関等から建設資金を借りて、平成28年1月から同年12月までの間に、榛東村内に専用住宅を新築または購入(新築に限る)した場合、金融機関が勤労者に貸付けた額のうち「300万円以内」に対して、「年利1%」の割合で計算した額の利子補給を3年間受けることができます。

利子補給を希望する方は、必要書類を添えて下記のとおり申請してください。

なお、住宅の利用目的または書類の不備等により補給を受けられない場合や、不正な手段による受給または住宅の売却(貸与)等により補給金の返還が生じることがあります。

○申請の要件

次に掲げる全ての条件を満たしていること。

- ①榛東村に専用住宅を新築(新築された住宅で、まだ人の居住の用に供したことがないものの購入を含む)したものであり、当該勤労者の生活の本拠となること。
- ②床面積の総数が「150㎡以下」の専用住宅(附属設備を含む)であること。
- ③当該勤労者が、所得税法に規定する給与所得者であること。

【利子補給額算出例】

<借入額(2年目以降は当該年末借入残高)が1000万円の場合>

$$\text{利子補給年額} = 300\text{万円(利子補給対象限度額)} \times 1\% = \underline{3\text{万円}}$$

<借入額(2年目以降は当該年末借入残高)が280万円の場合>

$$\text{利子補給年額} = 280\text{万円} \times 1\% = \underline{2\text{万}8\text{千円}}$$

○申請期間及び受付

- ①申請書受付期間 平成29年1月4日(水)～平成29年1月31日(火)
- ②受付時間 午前8時30分～午後5時15分
※役場閉庁日(土曜・日曜・祝日)は、受け付けられません。
※原本の確認作業が必要なため、郵送での提出は受け付けられません。
※受付期間を過ぎると、申請はできません。
- ③申請書等提出先 産業振興課

○提出書類

書 類 名	備 考(書類交付先等)
利子補給金交付申請書(要押印のこと)	村指定の別紙様式
住宅新築調書(要押印のこと)	村指定の別紙様式
融資機関の住宅建設資金としての融資である旨の証明書(融資機関印要押印のこと) ※当該住宅建設(土地購入含む)に伴い、複数の機関から融資を受けている場合には、 <u>全ての融資機関からの証明書を提出してください。</u>	村指定の別紙様式(住宅建設資金融資証明書) ※住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書【写し】の提出でも可(ただし提出時に原本も提示のこと)
建物平面図の写し	不動産業者または工務店等
売買契約書または請負契約書の写し	不動産業者または工務店等
建築基準法の規定に係る検査済証等の鏡文の写し	建築主事(不動産業者または工務店等)
源泉徴収票(平成28年分の原本を提示のうえ「写し」を提出のこと)	申請者の勤務先
住民票抄本(原本) ※申請時に榛東村が住所登録地の場合は不要	住所登録地の役所・役場
口座振替申出書(要押印のこと)	村指定の別紙様式

※「源泉徴収票」は、「写し」を提出するとともに、「原本」も提示してください。

※住宅建設資金融資証明書を「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」に代えて提出する場合には、「写し」を提出するとともに、「原本」も提示してください。

※「写し」での提出を要す書類は、あらかじめコピーのうえ、ご提出ください。

○2・3年目の提出書類

- ①融資機関が証明発行した「利子支払証明書(住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書の写しでも可)」
- ②勤務先で発行した「源泉徴収票」の写し
※当該年度の11月頃に該当者に通知します。

▶お問い合わせは、産業振興課(☎54-2211 内線226)へ